厚生労働省からのお知らせ
～ あなたは風しん抗体がない可能性があります～

2022年３月31日までの３年間に限り、風しん抗体検査・予防接種を公費※1で受けられます。

※1　自治体により対応が異なるため、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

▶　風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています**。

▶　そのため、2022年３月31日までの期間に限り、**昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性**を風しんの定期接種※2の対象者とし、市区町村からクーポン券をお届けします。　※2 予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条第１項の規定に基づく定期の予防接種

▶　対象者の方には、**お届けするクーポン券を利用して、まず抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

期間は３年間です!!

定期の健康診断の機会に風しんの抗体検査が受けられます

特定健診や職場での定期健診を受ける時に、市区町村事業による風しんの抗体検査も併せて受けることができます。この機会に、風しんの抗体検査を受けましょう。

① 対象者には、住民票のある市区町村からクーポン券（抗体検査用、予防接種用）が順次届きます。

・１年目（2019年度）のクーポン券送付の対象者は、昭和47年４月２日から昭和54年４月１日までの間に生まれた男性です。
・１年目にクーポン券が届かない昭和37年４月２日から昭和47年４月１日までの間に生まれた男性については、２年目や３年目に受けていただくか、希望すれば１年目にクーポン券の発行が可能ですので、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

↓ 市区町村から送付されるクーポン券（イメージ）

② 原則、下の２点が必要になります。

1. クーポン券
2. 本人確認書類

※事業所健診で本人確認が行われる場合、あらためて本人確認書類の提示は必要ありません。

③ 定期健診当日に抗体検査を受けてください。

- 血液検査により行われますので時間はかかりません。結果は後日届きます。
- 市区町村の事業なので、費用もかかりません。

よくあるご質問

Q　どうして抗体検査を受ける必要があるのですか。抗体検査を受けずに予防接種を受けてもいいですか？

A　対象者となった男性（昭和37年４月２日から昭和54年４月１日生まれ）においては、既に約80%の方が風しんに対する抗体を保有しています。既に抗体が十分にある方は予防接種を受ける必要はありません。ワクチンを効率的に活用するため、まずは抗体検査により、十分な抗体があるかを調べることとしています。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方が、予防接種法に基づく定期接種の対象になります。

風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策　検索

厚生労働省